

令和4年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会 長 奥村 尚三

公益社団法人 全国私立保育連盟
会 長 川下 勝利

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中であっても、保育所等は社会を支えるため、保育を継続してきており、引き続きご支援をお願い申し上げます。

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、「量的拡充」と「質の向上」を両輪として取り組みを進めることが必要です。

新型コロナウイルス感染症により、社会全体が大きく影響を受けているところですが、次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために、以下について、補正予算での対応を含めて要望します。

1. 安全・安心な保育の継続に向けて

新型コロナウイルス感染症は変異株の出現により子どもへの感染も拡大し、保育施設等の休園も相次ぎました。保育所等が休園することで、多くの子育て世帯の生活、そして社会機能全体の維持にも多大な影響を及ぼします。保育所等の休園期間を最小限にし、迅速に保育を再開できるよう、保育所等において感染等の疑いが生じた際、早急なPCR検査の実施と判定を要望します。

また、安全・安心に保育が継続できるよう、保育施設等の職員への定期的なPCR検査の実施や、3回目のワクチンが必要となった場合の優先接種を要望します。

あわせて、引き続き感染防止のための財政支援や、保護者への相談のためのICT機器の整備ならびにICT機器活用のための環境の整備に向けた財政支援などの強化を要望します。

2. 保育の質・機能の向上のために

乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、職員配置の改善や機能強化等、地域の実情や保護者のニーズに対応する体制構築に向けた「量的拡充」・「質の確保」のため、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項の実現に向けて、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

3. 保育人材の確保・定着について

保育現場の喫緊の課題である「人材確保」と「質の向上」のため、職員の処遇改善が進められていますが、保育士と全産業の労働者の平均賃金にいまだに差があります。

さらに、コロナ禍にあって、保育は社会を支えるインフラであることを改めて示しています。

社会的使命と役割を発揮する魅力ある職場となるために、職員の平均勤続年数が年々伸びている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染症により厳しい財政状況ですが、更なる処遇改善を要望します。

また、令和 6 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、今後も堅持・継続することを要望します。

4. 公定価格の充実にについて

子ども・子育て支援新制度 5 年後の見直しにおいて、保育を確保する観点から、公定価格の算定は積み上げ方式を堅持することとなりましたが、子ども・子育て支援法の第 2 条第 2 項の基本理念に基づき、質の高い教育・保育の提供とともに職員の定着・確保に鋭意取り組んでいる保育施設が安定的、継続的に運営できるよう、さらなる充実を引き続き要望します。

5. 人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

保育施設は、子育て支援の重要な拠点であり、地方創生に不可欠な社会資源です。人口減少地域においても、子どもの育ちと家庭を支援するため、真に必要とされる社会資源がなくならないよう、地方自治体が責任を持って認可を受けた保育施設等として維持することなど、保育の場の確保ができる施策を要望します。

6. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

新子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

また、災害時の復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について迅速な支給等を求めるとともに、外構等の対象拡大及び非常時における衛生用品等の備蓄の検討を要望します。

7. 子育て家庭の負担軽減について

令和元年10月から3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭及び3歳以上児の家庭の無償化が実施されました。引き続き子育て家庭の負担等の一層の軽減を要望するとともに、さらなる地域子育て支援の充実及び支給認定の満3歳児の扱いについて認定間の整合性をとることを要望します。

8. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、地方自治体（市町村等）の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することを要望します。

9. 「こども庁」創設の議論について

「こども庁」創設の議論については、真に「子ども施策」の充実につなげる必要があります。また、「子ども」だけではなく、保護者・家庭など、子どもを取り巻く環境も重要な視点となります。

そのため、「こども庁」創設の議論が、子ども関連施策の問題・課題解決のための責任と権限の明確化とともに、関連予算及び組織、定員を確保し、何よりも保育の質の確保・向上や処遇改善が図られるものとなることを要望します。

以上